今後の水環境保全の在り方について

(中間取りまとめの概要)

良好な水環境(目標)

【水質】

人の健康の保護、生活環境 の保全、さらには、水生生物 等の保全の上で望ましい質

【水量】

平常時において、適切な水 量が維持されること。土壌の 保水・浸透機能が保たれ、適

【水生生物等】

人と豊かで多様な水生生物

【水辺地】

人と水とのふれあいの場と され、豊かで多様な水生生物 等の生育・生息環境として保

水環境保全の目標

人の健康の保護に 関する環境基準

- ・直ちに排水規制を行う必要はないが、 モニタリングを行う必要のある項目に ついて環境基準とすることを検討
- ・リスク管理の推進、評価手法の検討

生活環境の保全に 関する環境基準

実態を適確に表す指標の検討

- BOD/CODを補完する指標
- 有効な衛生指標(大腸菌等)
- ·DO、SS等の評価方法

水生生物保全のための基準追加・類型 指定

かつての水環境(昭和30年代頃)~激甚な水質汚濁問題の発生~ → 旧水質二法などの水環境行政の展開

・人口増加 ・高度経済成長 ・都市化の進展

- •工場排水から都市生活排水による水質汚濁
 - ·人口減少 ·少子高齡化 ·低経済成長
- 産業構造の変化 社会基盤整備の進展
- 国民意識の変化・環境問題の多様化 •地球温暖化

法制度面での対応等

各種の取組

- ・水濁法に基づく排水規制
- ・浄化槽、下水道整備など排水処理施設の普及等

現状における課題

時代

 σ

背景·要因

水質事故の増加

閉鎖性水域の水質改 善の遅れ

河川流量の減少と水質及 び土砂移動への支障

希薄な人と水とのふれ あい

地下水・土壌の汚染

水圏生態系・生物多様 性の劣化

海岸浸食等

気候変動による影響

今後の取組

事業者の不適正事案へ の対応

測定データ改ざん等に対し罰則を設けるなどの法制度の整備、 事業者及び地方自治体における公害防止体制の高度化、等

水質事故への対応

水濁法事故時の措置の対象物質、対象施設の拡大等による事 故への対応の迅速化 等

閉鎖性水域における水質改善

水質保全目標の検討と汚濁や物質循環メカニズムの解 明、新たな水質保全対策の検討 等

新たな排水管理手法の導入

バイオアッセイを利用した排水管理手法などの研究や PRTR情報の積極的な活用 等

未規制小規模事業場や面源負 荷への対応

集中的な浄化槽設置や下水道接続の促進、事業者の自 主的な取組の支援 等

地下水・土壌汚染の未然防止 対策

汚染実態(構造・管理上の問題点等)の解明と効果的な 未然防止対策の在り方の検討 等

海岸も含めた海洋環境の保全

海洋汚染の防止、海岸漂着物の処理 推進、バラスト水の処理 等

世界の水問題解決への国際貢献

気候変動への対応

モニタリング体制及び影響予測手法 の開発、影響への適応策の検討

水環境モニタリングとデータの 蓄積

関係省庁と連携したモニタリングとデータ の蓄積、共有プラットフォームの構築

施策のマネジ メントサイク ルの確立

統合的な環

境管理

さらに検討を重ねて、平成22年秋を目途に最終取りまとめ

早急に対応

海岸漂着物、海洋ごみ